

京都府単費国産材産業振興資金制度運営要領

昭和57年10月5日付け7林第1508号
最終改正 平成30年9月3日付け30林第657号

(目的)

第1条 この要領は、京都府単費国産材産業振興資金制度運営規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 規程第2条第1項に規程する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫及び京都北都信用金庫とする。

(事業計画の認定申請)

第3条 規程第3条に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）の認定の申請は、別記第1号様式により、申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添え、知事に提出して行うものとする。

2 規程第3条各号に掲げる団体とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体にあつては、次の各号に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 実体的活動を現に行っていること。
- (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者等に関する定めを有すること。

(事業計画の変更の認定申請)

第4条 事業計画の変更の申請は、別記第2号様式により、申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添え、知事に提出して行うものとする。

2 規程第4条第5項の知事が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 国産材取扱計画量の2割を超える減少
- (2) 単費国産材産業振興資金を利用して行う事業費総額の3割以上の変更

(事業計画の認定通知)

第5条 知事は、事業計画（変更を含む。）を認定したときは、別記3号様式により、その旨を本人に通知するとともに、別記第4号様式により、取扱金

融機関に通知するものとする。

(国産材生産流通促進資金の取扱)

第6条 規程第5条に規定する国産材生産流通促進資金については、間伐材及びチップ用素材を除いては、同一材について2回以上の貸付けは行わないものとする。

(証明書類)

第7条 規程第4条第4項に規定する府木連会長による証明書は、別記第5号様式によるものとする。

2 規程第4条第4項に規定する知事が別に定める書類は、別記第6号様式によるものとする。

3 規程第8条第1号の規定による貸付けを受けようとする資金が事業計画実施に係る者であることを証する書類については、国産材の購入等に係る売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書及び落札証明書等とする。

(報告)

第8条 規程第10条第1項の規定による取扱金融機関の報告は、別記第7号様式又は第8号様式によるものとする。

2 規程第10条第2項の規定による借受者の報告は、別記第9号様式によるものとする。

(書類の経由)

第9条 この要領において、知事に提出する書類は、申請者の住所地を所管する京都府広域振興局及び京都林務事務所の長を経由するものとする。ただし、取扱金融機関にあつては、直接知事に提出するものとする。

附則 (平成30年9月3日付け30林第657号)

この規程は平成30年9月3日から施行する。